

平成25年第1回（1月）

広島県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

広島県後期高齢者医療広域連合議会

平成25年第1回広島県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録目次
第1日（1月29日）

出席議員	1
欠席議員	1
説明員	1
議事補助員	2
議事日程	2
会議に付した事件	3
開会・開議宣告(午後1時15分)	3
広域連合長の議会招集挨拶	3
諸般の報告	4
日程第1 議席の指定について	4
会議録署名者の指名	4
日程第2 会期の決定について	5
日程第3 議案第1号 広島県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について	5
日程第4 議案第8号 広島県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について	6
日程第5 議案第2号 広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正について	8
日程第6 議案第3号 広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について	9
日程第7 議案第4号 平成24年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第2号)	10
日程第8 議案第5号 平成24年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)	12
日程第9 議案第6号 平成25年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計予算	14
日程第10 議案第7号 平成25年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算	16
議了宣告	21
広域連合長の閉会挨拶	21
閉会宣告(午後2時5分)	21
会議録署名	22

広島県後期高齢者医療広域連合議会会議録 第16号

平成25年1月29日（火曜日）国保会館6階大会議室I

出席議員

1番	今田良治
2番	佐々木壽吉
3番	若林新三
4番	碓氷芳雄
5番	加藤忠二
6番	神田隆彦
7番	稲田雅士
8番	高下正則
9番	檀上正光
10番	高橋輝幸
11番	小林茂裕
12番	加藤吉秀
13番	沖原賢治
14番	竹内光義
15番	西川健三
16番	坂本一彦
17番	三分一博史
18番	児玉史則
19番	山本一也
20番	梶川三樹夫
21番	前田勝男
22番	馬上勝登
23番	折出直幸
24番	中本正廣
25番	伊藤久幸
26番	辰田真司
27番	福田義人
28番	片山元八郎

欠席議員

なし

説明員

広域連合長	伊藤吉和
副広域連合長	吉田隆行
広域連合事務局長	山本宏治
広域連合事務局次長兼総務課長	竹田幸生

業務課長	楠 木 満
総務課企画財政係長	南 克 仁
業務課賦課収納係長	伊 崎 喜 教

議事補助員

議会事務局長	森 岡 良 夫
議会事務局長次長	貝 野 輝 充
書記	瀬 尾 朋 文

議事日程（第1号）

（平成25年1月29日 午後1時15分開議）

- | | |
|-------|--|
| 日程第1 | 議席の指定について |
| 日程第2 | 会期の決定について |
| 日程第3 | 議案第1号 広島県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について |
| 日程第4 | 議案第8号 広島県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について |
| 日程第5 | 議案第2号 広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正について |
| 日程第6 | 議案第3号 広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について |
| 日程第7 | 議案第4号 平成24年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号） |
| 日程第8 | 議案第5号 平成24年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第9 | 議案第6号 平成25年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計予算 |
| 日程第10 | 議案第7号 平成25年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算 |

会議に付した事件
議事日程のとおり

午後 1 時 15 分 開 会

○議長（佐々木壽吉）

ただいまの出席議員 28 名であります。

地方自治法第 113 条により定足数に達しておりますので、ただいまから、平成 25 年第 1 回広域連合議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

会議の開会に際しまして、広域連合長の挨拶があります。

広域連合長。

◎広域連合長（伊藤吉和）

失礼をいたします。

平成 25 年第 1 回広域連合議会定例会の開会に当たりまして、御挨拶を申し上げます。

本日、本定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、御多用のところ御出席をいただき、厚くお礼を申し上げます。

さて、皆様御承知のとおり、国においては、後期高齢者医療制度のあり方などを検討するため、平成 24 年 6 月の社会保障・税一体改革に関する 3 党合意、これに基づいて社会保障制度改革国民会議なるものを設置し、昨年 11 月 30 日に第 1 回の会議を開催して、議論がスタートいたしております。

この会議の設置期限は、平成 25 年 8 月 21 日までということになっておりまして、理屈から言えばそれまでに議論がまとめられることになるという訳でございますが、その後、政権交代もございまして、依然として先行きは見通しにくいという状況であるということも事実でございます。

いずれにいたしましても、私どもといたしましては、このように新制度を巡って国の動向いろいろございますけれども、この状況を把握しつつ、現在の制度の着実な運営に努めていく所存でございます。

本日の定例会に提出いたしております議案は、平成 24 年度補正予算、平成 25 年度当初予算、これらの重要案件でございます。

これらにつきましては、後ほど御説明申し上げますが、何とぞ慎重に審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます、私の開会の挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（佐々木壽吉）

この際、御報告いたします。

一身上の都合により竹原市の脇本茂紀議員から10月31日付けで辞職願が提出されており、閉会中につき、11月7日付けで許可しておりますことを御報告いたします。

また、理事者側の説明員として、伊藤広域連合長、山本広域連合事務局長、竹田事務局次長兼総務課長、楠木業務課長、総務課企画財政係南係長、業務課賦課収納係伊崎係長を呼んでおりますことを御報告申し上げます。

次に、議場配布いたしました「例月出納検査」及び「平成24年度定期監査」結果について、監査委員から議長あての報告の提出がありましたので、御報告いたします。

これより、日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配布しております議事日程（第1号）のとおりでございます。

この日程によって議事を進めてまいりたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐々木壽吉）

御異議ないものと認めて、この日程で進めさせていただきます。

△ 日程第1 「議席の指定について」

○議長（佐々木壽吉）

それでは、日程第1「議席の指定について」ですが、議席は、会議規則第4条第1項により議長が指定いたします。

議席は、現在着席されている席とします。

なお、本日の会議録署名議員として19番山本議員、20番梶川議員を指名いたします。

△ 日程第2 「会期の決定について」

○議長（佐々木壽吉）

それでは、日程第2「会期の決定について」を議題とします。

お諮りいたします。

本定例会の会期を本日1日間としたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐々木壽吉）

御異議なしと認めます。よって、会期を本日1日と決定いたします。

△ 日程第3 「議案第1号 広島県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について」

○議長（佐々木壽吉）

次に、日程第3「議案第1号 広島県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について」を議題とします。

本件の説明を求めます。

◎広域連合長（伊藤吉和）

（挙手）

○議長（佐々木壽吉）

広域連合長。

◎広域連合長（伊藤吉和）

失礼いたします。ただいま上程されました議案第1号につきまして御説明を申し上げます。

本案は、現在1名欠員となっております副広域連合長の選任について御同意をお願いするものでございます。

議案書（人事案件）の履歴書にございますように、牧野雄光氏は、平成14年4月に油木町長に就任され、平成16年12月から神石高原町長の職を務めておられ、学識、経験ともに豊かな方で副広域連合長として適任と存じます。

何とぞ御同意を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（佐々木壽吉）

本件は、事後の議事手続を省略して直ちに採決したいと思います。
これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐々木壽吉）

御異議なしと認めます。
本件を採決いたします。
本件を同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐々木壽吉）

御異議がないものと認めます。よって、本件は同意されました。

△ 日程第4 「議案第8号 広島県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について」

○議長（佐々木壽吉）

次に、日程第4「議案第8号 広島県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について」を議題とします。
本件の説明を求めます。

◎広域連合長（伊藤吉和）

（挙手）

○議長（佐々木壽吉）

広域連合長。

◎広域連合長（伊藤吉和）

失礼いたします。ただいま上程されました議案第8号につきまして御説明を申し上げます。

本案は、平成25年2月7日付けで任期満了となる吉田副広域連合長の次期の副広域連合長の選任について御同意をお願いするものでございます。

議案書（人事案件）の履歴書にございますように、吉田隆行氏は、現在、坂町長

の職を務めておられ、平成 19 年 3 月に副広域連合長に就任し、現在に至っております。学識、経験ともに豊かな方で、引き続き副広域連合長として適任と存じます。何とぞ御同意を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（佐々木壽吉）

本件は、事後の議事手続を省略して直ちに採決したいと思います。
これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐々木壽吉）

御異議なしと認めます。
本件を採決いたします。
本件を同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐々木壽吉）

御異議がないものと認めます。よって、本件は同意されました。
ただいま選任に同意されました副広域連合長を御紹介いたします。
なお、本日、神石高原町の牧野町長は公務のため、欠席されています。
ただいま選任されました 2 名の副広域連合長を代表して吉田副広域連合長より挨拶があります。

◎副広域連合長（吉田隆行）

ただいま副広域連合長の選任に御同意を賜りました坂町長の吉田でございます。
今回、選任されました 2 名の副広域連合長を代表いたしまして一言御挨拶を申し上げます。

広島県後期高齢者医療広域連合の副広域連合長という大役を担うことになり、その職責の重さを感じているところでございます。

今後とも後期高齢者医療制度が円滑に遂行できますよう、微力でございますが、誠心誠意努めてまいりたいと思っておりますので、皆様方の御支援、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますけれども、副広域連合長就任の御挨拶とさせていただきます。ひとつよろしく願いいたします。

○議長（佐々木壽吉）

吉田副広域連合長におかれましては、公務の都合により退席されますので、御了承ください。

△ 日程第5 「議案第2号 広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正について」

○議長（佐々木壽吉）

次に、日程第5「議案第2号 広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

本件の説明を求めます。

◎広域連合事務局長（山本宏治）

（挙手）

○議長（佐々木壽吉）

広域連合事務局長。

◎広域連合事務局長（山本宏治）

ただいま上程されました議案につきまして、御説明申し上げます。

「議案第2号 広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正について」でございます。

議案第2号及び別冊の議案資料の1ページをお開きください。

この議案は、保険料の軽減措置が継続されることに伴い必要となる条例の一部改正を行うものでございます。

平成24年度分までの適用とされている被用者保険の被扶養者であった被保険者及び所得の低い被保険者に対する保険料軽減措置が平成25年度も継続されるため、軽減による減収分の財源として、国からの交付金を積み立てる後期高齢者医療制度臨時特例基金を引き続き活用するため、条例の失効時期を1年延長し、また、併せて字句の一部を改正するものでございます。

施行期日は公布の日でございます。

以上、上程されました議案につきまして、概要を御説明申し上げましたが、御審議の上、議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（佐々木壽吉）

本件については発言の通告がありませんので、本件の質疑及び討論を終結し、採決したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐々木壽吉）

ないものと認め、本件の質疑及び討論を終結します。
本件を採決いたします。
本件は、原案のとおり可決することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長（佐々木壽吉）
起立総員。よって、本件は可決されました。

△ 日程第 6 「議案第 3 号 広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」

○議長（佐々木壽吉）
次に日程第 6 「議案第 3 号 広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」を議題といたします。
本件の説明を求めます。

◎広域連合事務局長（山本宏治）
（挙手）

○議長（佐々木壽吉）
広域連合事務局長。

◎広域連合事務局長（山本宏治）
ただいま上程されました議案につきまして、御説明申し上げます。
「議案第 3 号 広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」でございます。
議案第 3 号及び別冊の議案資料の 2 ページを御覧ください。
この議案は、保険料の軽減が継続されることに伴い必要となる条例の一部改正を行うものでございます。
所得の少ない被保険者の被保険者均等割額について、7 割減額を 8.5 割に引き上げて減額する措置が、平成 25 年度においても継続されることに伴い条例の適用年度を 1 年延長する改正を行うものでございます。
施行期日は、平成 25 年 4 月 1 日でございます。
以上、上程されました議案につきまして概要を御説明申し上げます。御審議の

上、議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（佐々木壽吉）

本件については発言の通告がありませんので、本件の質疑及び討論を終結し、採決したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐々木壽吉）

ないものと認め、本件の質疑及び討論を終結します。

本件を採決いたします。

本件は、原案のとおり可決することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐々木壽吉）

起立総員。よって、本件は可決されました。

△ 日程第 7 「議案第 4 号 平成 2 4 年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 2 号）」

○議長（佐々木壽吉）

次に、日程第 7 「議案第 4 号 平成 24 年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 2 号）」を議題といたします。

本件の説明を求めます。

◎広域連合事務局次長（竹田幸生）

（挙手）

○議長（佐々木壽吉）

広域連合事務局次長。

◎広域連合事務局次長（竹田幸生）

ただいま上程されました議案につきまして、御説明申し上げます。

恐れ入りますが座って説明させていただきます。

「議案第4号 平成24年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第2号)」についてでございます。

議案書の3ページをお開きください。

平成24年度一般会計補正予算(第2号)は、歳入歳出予算の総額から、それぞれ808万6千円を減額し、予算の総額をそれぞれ9億9,957万5千円とするものでございます。

続きまして、議案書の4ページを御覧ください。この補正の主な内容について御説明いたします。

まず、歳入でございますが、左側の「2款 国庫支出金」「2項 国庫補助金」の11万4千円の追加は、広域連合運営審議会の開催に係る経費の一部が国庫補助対象となったことにより追加をするものでございます。「4款 財産収入」「1項 財産運用収入」の38万7千円の減額は、利率の変更などによりまして、基金の利子収入を減額するものでございます。

また「6款 繰入金」「1項 基金繰入金」の781万3千円の減額は、事務費の減額に伴い、財政調整基金からの繰入金を減額するものでございます。

次に5ページをお開きください。歳出でございます。「2款 総務費」「1項 総務管理費」の448万4千円の減額は、主に派遣職員給料等負担金の執行見込額に基づき減額するものでございます。「3款 民生費」「1項 社会福祉費」の360万2千円の減額は、後期高齢者医療特別会計の事務費の減額に伴いまして、特別会計への繰出金を減額するものでございます。

以上、上程されました議案について概要を御説明申し上げました。

御審議の上、議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長(佐々木壽吉)

本件については発言の通告がありませんので、本件の質疑及び討論を終結し、採決したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐々木壽吉)

ないものと認め、本件の質疑及び討論を終結します。

本件を採決いたします。

本件は、原案のとおり可決することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(佐々木壽吉)

起立総員。よって、本件は可決されました。

△ 日程第 8 「議案第 5 号 平成 24 年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）」

○議長（佐々木壽吉）

次に、日程第 8 「議案第 5 号 平成 24 年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）」を議題とします。

本件の説明を求めます。

◎広域連合事務局次長（竹田幸生）

（挙手）

○議長（佐々木壽吉）

広域連合事務局次長。

◎広域連合事務局次長（竹田幸生）

ただいま上程されました議案につきまして、御説明申し上げます。

恐れ入りますが、座って説明させていただきます。

「議案第 5 号 平成 24 年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）」についてでございます。

議案書の 6 ページを御覧ください。

平成 24 年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ 17 億 5,871 万 3 千円を追加し、予算の総額をそれぞれ 3,671 億 9,319 万円とするものでございます。

7 ページをお開きください。

歳入でございます。「2 款 国庫支出金」「2 項 国庫補助金」の 17 億 4,049 万円の追加は、主に平成 25 年度保険料軽減特別対策の財源として交付される予定の後期高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金を計上したものでございます。

次の「6 款 財産収入」「1 項 財産運用収入」の 82 万 4 千円の追加は、給付準備基金の利子を追加するものでございます。

続いて、「8 款 繰入金」「1 項 一般会計繰入金」の 360 万 2 千円の減額は、特別会計事務費の減額によりまして、一般会計からの事務費繰入金を減額するもので、「2 項 基金繰入金」2,100 万 1 千円の追加は、特別高額医療費共同事業拠出金の増額の財源とするために「給付準備基金繰入金」を 88 万 3 千円追加計上するとともに、標準システムの機器更改に伴い市町が行います機器整備に対する補助金の財源とするために、「臨時特例基金繰入金」2,011 万 8 千円を追加計上するもの

でございます。

8ページを御覧ください。歳出でございます。

「1款 総務費」「1項 総務管理費」の286万6千円の減額は、入札の執行残などの事務費を2,500万円減額する一方、標準システムの機器更改に伴います市町への補助金など2,213万円4千円を追加するものでございます。

「4款 特別高額医療費共同事業拠出金」「1項 特別高額医療費共同事業拠出金」の168万5千円の追加は、この事業の対象となります全国における1件当たり400万円を超えるレセプトの件数が当初の見込みを上回ったことによるものでございます。

「6款 基金積立金」「1項 基金積立金」の17億5,989万4千円の追加は、平成25年度の保険料軽減特別対策の財源といたしまして、追加で交付される予定の国庫補助金及び基金利子を積み立てるものでございます。

次に9ページをお開きください。「第2表 債務負担行為補正」でございます。

これは、平成25年度の事業のうち、平成24年度中に委託契約をして準備を進める必要がある支給決定通知書等作成業務外1件の委託料につきまして、債務負担行為をお願いするものでございます。

以上、上程されました議案につきまして概要を御説明申し上げます。

御審議の上、議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（佐々木壽吉）

本件については発言の通告がありませんので、本件の質疑及び討論を終結し、採決したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐々木壽吉）

ないものと認め、本件の質疑及び討論を終結します。

本件を採決いたします。

本件は、原案のとおり可決することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐々木壽吉）

起立総員。よって、本件は可決されました。

△ 日程第 9 「議案第 6 号 平成 25 年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」

○議長（佐々木壽吉）

次に、日程第 9 「議案第 6 号 平成 25 年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」を議題といたします。

本件の説明を求めます。

◎広域連合事務局次長（竹田幸生）

（挙手）

○議長（佐々木壽吉）

広域連合事務局次長。

◎広域連合事務局次長（竹田幸生）

ただいま上程されました議案につきまして、御説明申し上げます。

恐れ入りますが、座って説明させていただきます。

「議案第 6 号 平成 25 年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」についてでございます。

それでは、まず議案書の 10 ページをお開きください。

本予算は、第 1 条にありますように一般会計の予算総額を歳入歳出それぞれ 10 億 8,726 万 3 千円とするものでございます。

また、第 2 条として一時借入金の限度額を 5 千万円としております。

続きまして、歳入歳出の詳細につきまして御説明申し上げます。

恐れ入りますが、別冊 3 「平成 25 年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計当初予算説明書」の資料によって説明させていただきたいと思っております。まず、1 ページをお開きください。

「歳入歳出予算事項別明細書」でございますが、平成 25 年度の歳入歳出予算総額は、10 億 8,726 万 3 千円で、前年度比 7,982 万 3 千円、7.9%の増となっております。

続いて、歳入の主なものについて御説明いたします。3 ページをお開きください。

まず、「1 款 分担金及び負担金」は、23 市町からの事務費分賦金として、9 億 1,974 万 2 千円を計上してございまして、後ほど御説明する特別会計の事務費繰出金の増等によりまして、前年度比 8,009 万 1 千円、9.5%の増としております。

その下の 4 ページ「2 款 国庫支出金」及び次の 5 ページの「3 款 県支出金」は、保険料不均一賦課負担金として、国・県それぞれ 345 万 8 千円を計上してございます。

その下の 6 ページ「4 款 財産収入」でございます。財政調整基金及び臨時特例基金の利子収入として、27 万 6 千円を計上してございます。

続いて、8 ページをお開きください。

「6款 繰入金」でございます。市町からの事務費分賦金の軽減のため、財政調整基金を計画的に取り崩すもので、前年度と同額の1億6,000万円を計上しております。

続きまして、歳出について御説明いたします。12ページをお開きください。

まず「1款 議会費」でございます。広域連合議会の開催及び運営に関する経費として、昨年度と同額の190万5千円を計上しております。

13ページをお開きください。「2款 総務費」でございます。

この13ページから18ページにかけての「1項 総務管理費」でございますが、これは運営審議会委員の報酬、職員の人件費、消耗品費等の需用費、あるいは事務所や機器等の使用料及び賃借料など、広域連合の運営に関する経費として総額2億9,057万1千円を計上しております。前年度と比べまして106万7千円、0.4%の増としております。

19ページをお開きください。

19ページでは、「2項 選挙費」でございます。選挙管理委員の報酬と費用弁償など、16万6千円の計上を行っております。また、その下の20ページの「3項 監査委員費」は、監査委員報酬等11万3千円を計上しております。

21ページをお開きください。「民生費」でございます。

これは特別会計への事務費繰出金と、不均一賦課繰出金でございます。合わせて、7億8,934万5千円を計上しております。前年度に比べまして7,875万6千円、率に直して11.1%の増としております。

その下、22ページの「4款 公債費」でございます。

これにつきましては、万一金融機関からの一時借入れが生じた場合の利子でございます。前年度同額の16万3千円を計上しております。

また、23ページをお開きいただきまして、「5款 予備費」についても前年度同額の500万円を計上しております。

24ページ以降につきましては、給与費明細書となっておりますが、職員数に変動はなく、また、金額の増減は、人事異動等によるものでございます。

以上、上程されました議案につきまして概要を御説明申し上げます。

御審議の上、議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（佐々木壽吉）

本件については発言の通告がありませんので、本件の質疑及び討論を終結し、採決したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐々木壽吉）

ないものと認め、本件の質疑及び討論を終結します。

本件を採決いたします。

本件は、原案のとおり可決することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長（佐々木壽吉）

起立総員。よって、本件は可決されました。

△ 日程第 10 「議案第 7 号 平成 25 年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」

○議長（佐々木壽吉）

次に、日程第 10「議案第 7 号 平成 25 年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」を議題といたします。

本件の説明を求めます。

◎広域連合事務局次長（竹田幸生）

（挙手）

○議長（佐々木壽吉）

広域連合事務局次長。

◎広域連合事務局次長（竹田幸生）

ただいま上程されました議案につきまして、御説明申し上げます。

恐れ入りますが、座って説明させていただきます。

それでは、「議案第 7 号 平成 25 年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」についてでございます。

それでは議案書に戻っていただきまして、13 ページをお開きください。

議案書の 13 ページでございます。

本予算は、第 1 条にありますように後期高齢者医療特別会計予算の予算総額を歳入歳出それぞれ 3,866 億 2,270 万 7 千円とするものでございます。

第 2 条につきましては、地方自治法第 214 条の規定によりまして債務負担行為について規定させていただいておりますけれども、これについては、1 枚めくっていただきまして、16 ページの「第 2 表 債務負担行為」にありますように、被保険者証等の印刷封入業務につきまして、期間を平成 26 年 4 月 1 日から 6 月 30 日まで、限度額を 34 万 1 千円とさせていただいております。

また、1枚戻っていただきまして、13ページをお開きください。第3条でございます。これは一時借入金の限度額を20億円と定め、第4条では、特別会計の「2款 保険給付費」の各項に計上されました予算額に過不足が生じた場合につきましては、地方自治法第220条第2項ただし書の規定におきまして、同一款内での各項間の流用により処理をさせていただくことを定めたものでございます。

後期高齢者医療制度につきましては、2か年度の特定期間を単位として財政計画を立て、保険料率を設定して運営していくこととされておりまして、平成25年度につきましてはこの特定期間の2年目ということになりますために、現在の保険料率算定のときに見込みました基礎数値を基に予算を編成しております。その数値につきましては、平成25年度の年間平均被保険者数を37万5,734人、1人当たり給付費を101万9,690円といたしております。これについては資料としてはございませんけれども、そういう方針で予算編成をしております。それで、この特別会計の予算の説明につきまして、再び今度は横型の表紙となっております別冊4、右側に別冊4と書いてあります「平成25年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計当初予算説明書」によりまして、説明をさせていただきたいと思っております。

まず1ページ目をお開きください。「歳入歳出予算事項別明細書」でございますが、平成25年度の歳入歳出予算総額は、合計欄にそれぞれでございますように3,866億2,270万7千円で、前年度に比べまして222億1,033万7千円、6.1%の増としております。

それでは、歳入について御説明いたします。

3ページをお開きください。

3ページの「1款 市町支出金」からずっとめぐりまして、9ページの「5款 特別高額医療費共同事業交付金」にかけましては、現在の保険料率及びその算定基礎数値を用いまして、高齢者の医療の確保に関する法律等、関係規定に沿って国、県、市町あるいは支払基金等から支出いただく額をそれぞれ算定したものでございます。

また、7ページを御覧ください。7ページの県財政安定化基金交付金8億6,915万4千円を計上しております。

これは、保険料の上昇の抑制財源といたしまして、県の財政安定化基金を平成24年度、25年度の2年間で約33億7,300万円活用することといたしております。このうちの平成25年度分を計上しているものでございます。

ひとつめくっていただきまして、10ページをお開きください。「6款 財産収入」でございます。後期高齢者医療給付準備基金の利子収入として211万4千円を計上しております。

また、今度は12ページをお開きください。

「8款 繰入金」「1項 一般会計繰入金」でございます。保険料不均一賦課繰入金と特別会計事務費繰入金を合わせまして、7億8,934万5千円を計上しております。

13ページの「2項 基金繰入金」でございます。給付準備基金繰入金を特定期間

2年目の給付費増加の財源といたしまして、12億8,011万8千円を計上するとともに、保険料の軽減措置を中心とした特別対策事業の財源とするために臨時特例基金繰入金を19億9,159万7千円計上しております。

続きまして、歳出について御説明申し上げます。

少し飛びまして19ページをお開きください。

19ページのまず「1款 総務費」でございます。消耗品費等の需用費、郵送料等の役務費、各種電算システムの維持管理に係る委託料など、後期高齢者医療制度の運営に係る事務経費などがございます。総額で7億9,056万6千円を計上しております。電算システムの機器更改や被保険者数の増加、また新たに重複・頻回受診者訪問指導業務の実施を行うことによりまして、前年度に比べまして6,230万3千円、8.6%の増としております。

22ページをお開きください。

この22ページから24ページにかけましては、特別会計予算額のほとんどを占めます「2款 保険給付費」でございます。先ほど御説明した被保険者数37万5,734人及び1人当たりの給付費101万9,690円を乗じて算定した額を基本として計上しております。22ページにあります1項の療養諸費、23ページの2項の高額療養諸費、その下の3項の葬祭費を合わせまして、3,850億3,303万円、前年度に比べまして234億8,739万5千円、6.5%の増としております。

また、25ページをお開きください。「3款 県財政安定化基金拠出金」でございます。これは、不測の事態に備えるために県が設置する基金に対する拠出金を国・県と同額の3億3,269万4千円拠出するもので、その額を計上しております。

その下26ページの「4款 特別高額医療費共同事業拠出金」でございます。国民健康保険中央会が実施いたします特別高額医療費共同事業への拠出金として、8,590万8千円を計上しております。

27ページをお開きください。「5款 保健事業費」でございます。まず「1目 健康診査費」につきまして、市町が実施する健康診査事業に対する補助金として8,246万4千円を計上し、次の「2目 その他健康保持増進費」に、市町が実施する長寿健康増進事業に対する補助金として、2億2,347万7千円をそれぞれ計上しております。

健康診査費につきましては受診者数を前年度計画に対しまして約1,850人、8.0%増と見込み、前年度に比べまして148万円、1.8%の増としております。

その他健康保持増進費につきましては、肺炎球菌の予防接種助成の減少に伴いまして、前年度比751万6千円、3.3%の減としております。

28ページでございます。

「6款 基金積立金」は、後期高齢者医療給付準備基金への積立金として211万4千円、次の29ページ「7款 公債費」は、一時借入金の利子として324万7千円、次の30ページ「8款 諸支出金」は、精算に伴います保険料還付金等4,420万7千円を計上しております。

なお、31ページの「9款 予備費」につきましては、昨年と同額の2,500万円としております。

以上、上程されました議案につきまして概要を御説明申し上げました。
御審議の上、議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（佐々木壽吉）

本件については発言の通告がありませんので、本件の質疑及び討論を終結し、採決したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◆28番（片山元八郎議員）

（挙手）

○議長（佐々木壽吉）

28番片山議員。

◆28番（片山元八郎議員）

28番片山神石高原町議会議員でございます。発言の通告はしてありませんが、発言の通告に係る申合せ事項4番目の中で発言の機会が認められておるものと理解しております。

平成19年2月に広域連合が発足して以来、神石高原町はですね、保険料あるいは負担金というものが他の22市町に比べて非常に安くしていただいたわけですね。というのも医療機関が少ない。県立から町立になってまあ町立病院が1つと開業医の先生が3人おられたのですが、2人ですから、医療機関が少ないということからそういう温かい御配慮をいただいていたんですが、この配慮というか、これは25年度も26年度も変わらないのかというのを質問いたします。

◎広域連合事務局長（山本宏治）

（挙手）

○議長（佐々木壽吉）

広域連合事務局長。

◎広域連合事務局長（山本宏治）

ただいま御質問のありました不均一保険料の軽減の関係だろうと思っておりますけれども、これにつきましては先ほどにもございましたように、制度ができました前の医療費が20%以上低い市町に軽減されるものであるということでございますけれども、これにつきましては、制度ができました平成20年度から平成25年度までの6年間の適用ということでございまして、今回の料率改定の平成24・25年度までは適用になるということでございます。

◆ 28番（片山元八郎議員）
（挙手）

○議長（佐々木壽吉）
28番。

◆ 28番（片山元八郎議員）

2回目で確認なんですが、ですから発足以来の軽減措置というものは25年度に限っては、そのまま引き続いて行っていただけるということと理解してよろしいのですか。

◎広域連合事務局長（山本宏治）
（挙手）

○議長（佐々木壽吉）
広域連合事務局長。

◎広域連合事務局長（山本宏治）

これは6年間の措置ということでございまして、20年が10.12%でございました。それが減ってまいりまして22・23年度で6.75%、24・25年度が3.37%となっておりますけれども、この率が25年度も適用されるということでございます。

◆ 28番（片山元八郎議員）
終わります。

○議長（佐々木壽吉）
他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐々木壽吉）

ないものと認め、本件の質疑及び討論を終結します。

本件を採決いたします。

本件は、原案のとおり可決することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐々木壽吉）

起立総員。よって、本件は可決されました。

以上をもちまして、本定例会に付議された事件は、全て議了いたしました。
閉会に当たり、広域連合長の挨拶があります。
広域連合長。

◎広域連合長（伊藤吉和）

お疲れ様でございます。

閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、提案いたしました各議案について、慎重かつスピーディーに御審議の上、御議決を賜りました。厚くお礼申し上げます。

引き続き、本制度の円滑な運営に向けまして、私ども努力してまいる所存でございますので、皆様の格別なる御指導、御協力を賜りますよう改めてお願い申し上げます。閉会の挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（佐々木壽吉）

議員各位におかれましては、案件について、熱心に御審議いただきましてありがとうございました。

おかげをもちまして、無事閉会の運びとなりました。議員各位におかれましては寒さが続いております。どうかお体には十分気をつけていただきますよう、心よりお祈り申し上げます。

これをもちまして、本定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。

午後 2 時 5 分 閉 会

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により署名する。

広島県後期高齢者医療広域連合議会議長

佐々木 壽 吉

広島県後期高齢者医療広域連合議会議員

山 本 一 也

広島県後期高齢者医療広域連合議会議員

梶 川 三樹夫